青　　森　　県
特　定　家　畜　伝　染　病
対　策　マ　ニ　ュ　ア　ル
【組織対応編】

令和８年１０月
青　　森　　県

― 目　次 ―

第１章　総則
第１節　目的・・・

Ⅱ　病性決定時の対応
１　危機対策本部の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
２　地方支部の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
３　発生地域以外の農林水産事務所の対応・・・・・・・・・・・・・３１
４　その他部局等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
第６節　フェーズⅤ　県内発生・感染拡大期
１　危機対策本部の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
２　地方支部の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
３　発生地域以外の農林水産事務所の対応・・・・・・・・・・・・・３２
４　その他部局等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

第４章　緊急連絡体制
第１節　簡易検査で要請となった場合等の疑い事例が発生した場合・・・３３
第２節　遺伝子検査が陽性となり、病性が決定された場合・・・・・・・３３
第３節　県職員等動員の連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
第４節　発生地域における連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
第５節　農林水産本部と地方支部の連絡体制・・・・・・・・・・・・・３６

第５章　各機関等との連携・協力体制の構築
第１節　市町村の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
第２節　畜産関係団体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
第３節　アウトソーシング業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・３９
第４節　殺処分等委託業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

第６章　防疫計画の作成及び事前調査の実施
第１節　防疫計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
第２節　事前調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

第１章　総則

第１節　目的

このマニュアルは、家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号。以下「法」という。）第３条の２に規定される「特定家畜伝染病防疫指針」が公表されている家畜の伝染病（牛海綿状脳症を除く。）（以下、「特定家畜伝染病」という。）の県内の侵入を防止し、発生の予防を図るとともに、万が一本県で発生した場合、感染拡大を防止し、社会的・経済的被害を最小限に食い止めるために必要な対策を、迅速かつ的確に実施可能とするため「青森県危機管理指針」に基づき青森県の体制を定めるものである。

また、特定家畜伝染病の防疫措置については、法、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針、アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針、牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針、牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針及び青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和50年4月青森県規則第19号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、本マニュアルに基づき実施するものである。

第２節　対象とする特定家畜伝染病

対象とする特定家畜伝染病は以下のとおり。

・高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
・口蹄疫
・豚熱
・アフリカ豚熱
・牛疫
・牛肺疫

第３節　位置付け

本マニュアルは、特定家畜伝染病の防疫措置に従事する職員等が、共通して把握しておくべき事務要領等をまとめたものである。

第４節　マニュアルの周知

特定家畜伝染病の防疫作業を実施するためには、平時からその内容を理解し、それぞれが行うべき行動を認識しておく必要があることから、本マニュアルを青森県グループウェアシステムの文書管理に掲示するなどし、全職員が参照できるようにする。

なお、掲示場所は、次のとおりである。

・「文書管理」→「全庁文書」→「特定家畜伝染病マニュアル」
・「青森県HP」→「組織でさがす」→「農林水産部」→「畜産課」→「特定家畜伝染病に関する情報」

第５節　マニュアルの検証と見直し

県は、定期的に、年１回以上、市町村、関係者等と連携の上、特定家畜伝染病が県内において発生、感染が拡大し、まん延防止が困難となる同時多発等を想定した実効性のある防疫演習を実施するとともに、本マニュアルの習熟度を高め、その実効性を検証する。

また、防疫演習の実施等を踏まえ、対策の評価を行うとともに、国の特定家畜伝染病対策の見直し状況も勘案し、必要に応じて随時本マニュアルを見直す。

第２章　特定家畜伝染病対策の最重要事項

特定家畜伝染病の防疫対策として、最重要事項を「発生予防及び早期発見・通報」、「発生時の初動対応」とする。

第１節　発生予防及び早期発見・通報

家畜等の所有者及び管理者（以下「家畜等の所有者等」という。）は、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、特定家畜伝染病が疑われる症状を呈している家畜等が発見された場合に、直ちに県に届出することが日常化し、確実に実行されることが重要である。

このため、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、全ての家畜等の所有者等がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

・県は、家畜等の所有者等への指導を徹底するとともに、発生時に備えた準備を行う。
・市町村及び関係団体は、県に協力する。

第２節　県内発生時の初動対応

発生時には、迅速かつ的確な初動対応により、まん延防止及び早期収束を図ること、特に、発生農場における迅速な患畜等のと殺、その死体等の処理及び消毒が重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第５８条から第６０条の２までの規定に基づき、国が全部又は一部を負担することとなっている。

また、法第６０条の３では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の活用も含めて法に基づく予算を速やかに、かつ、確実に手当てすることとされている。

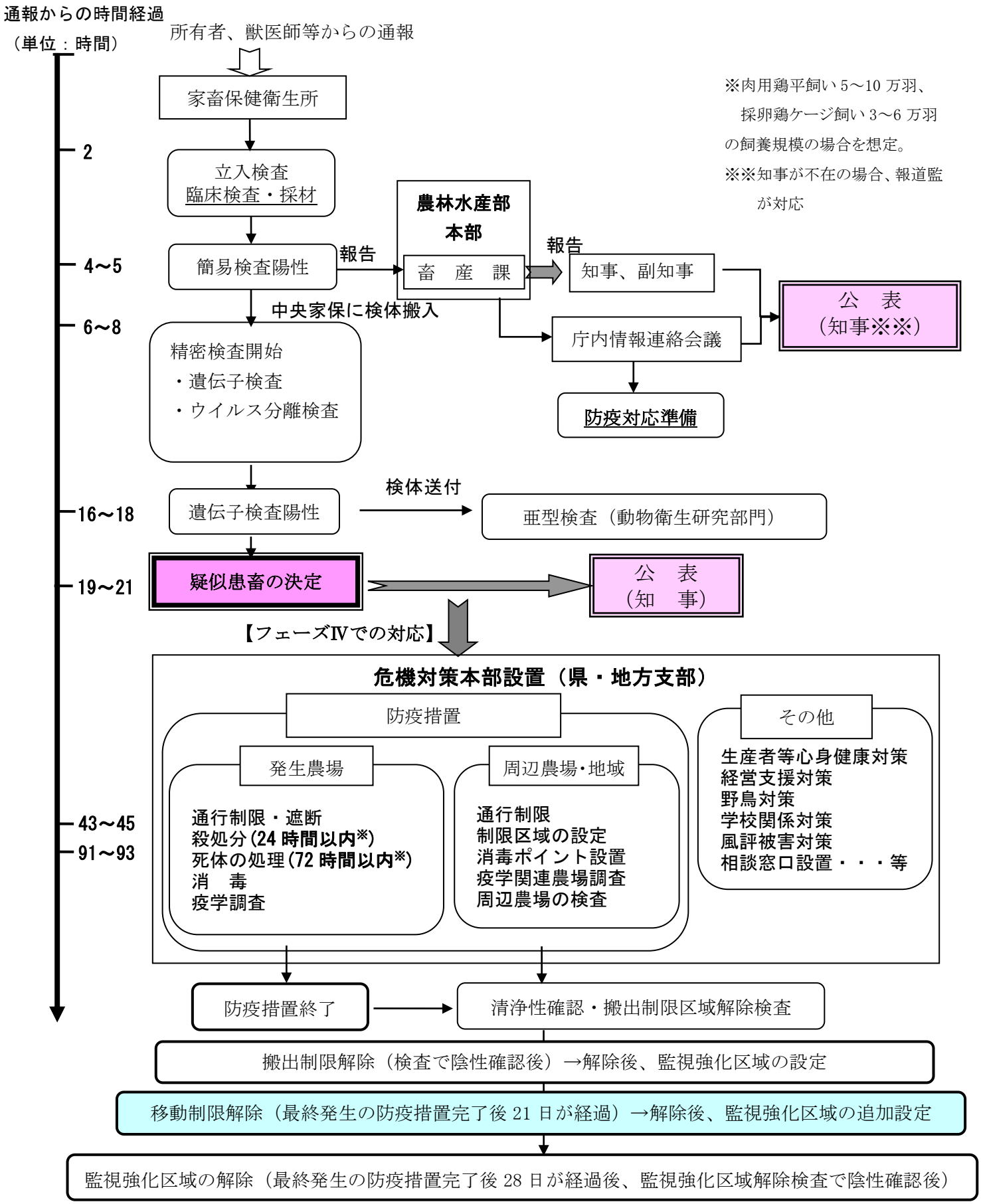
このことを踏まえて、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動対応を行う。

・県は、家畜等の所有者等と連携し各防疫指針に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行する。
・市町村及び関係団体は、県に協力する（県が関係団体に委託して実施する場合には、防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

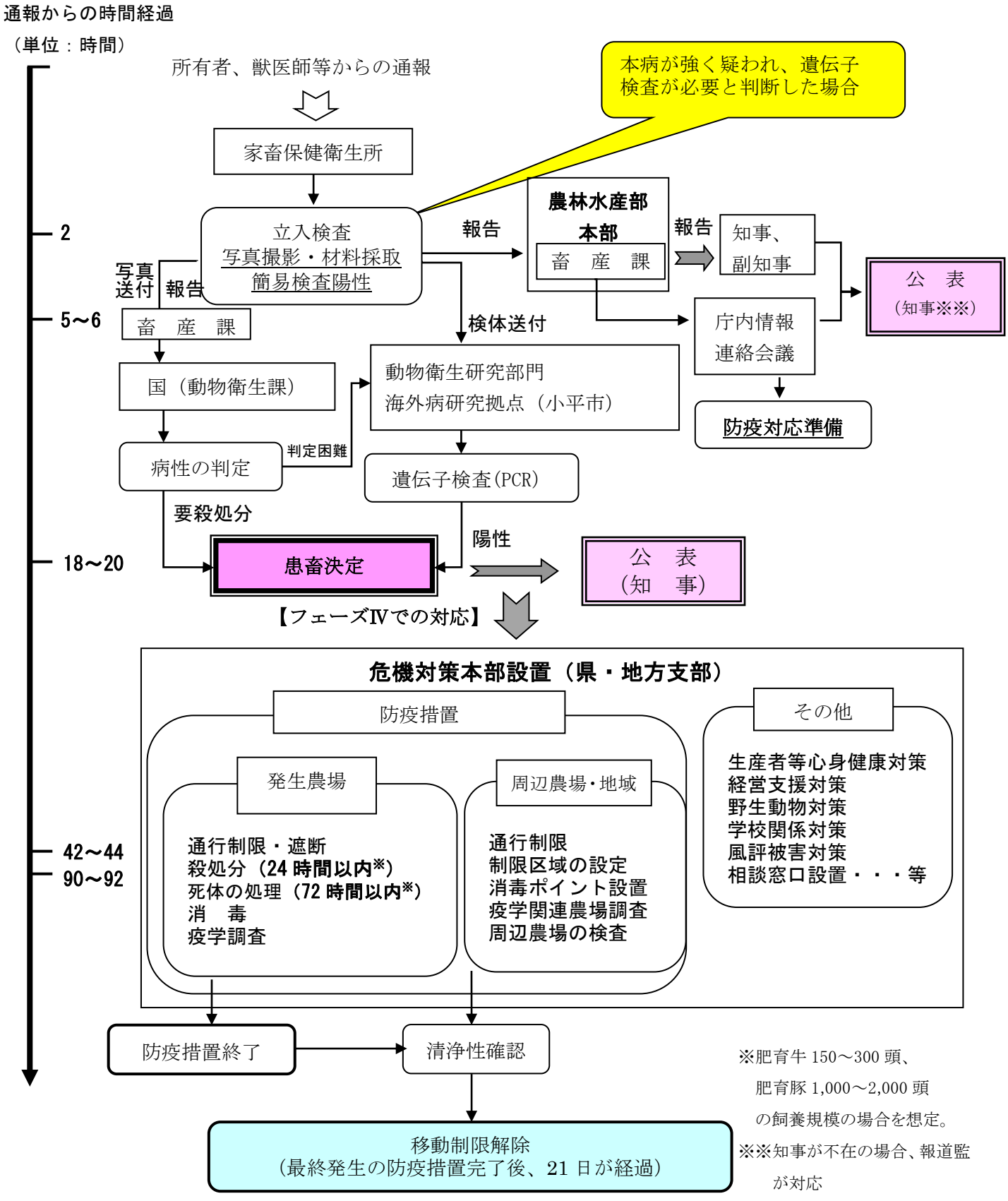
第３節　発生時の初動対応フロー

特定家畜伝染病発生時の初動対応フローについては、以下のとおり。

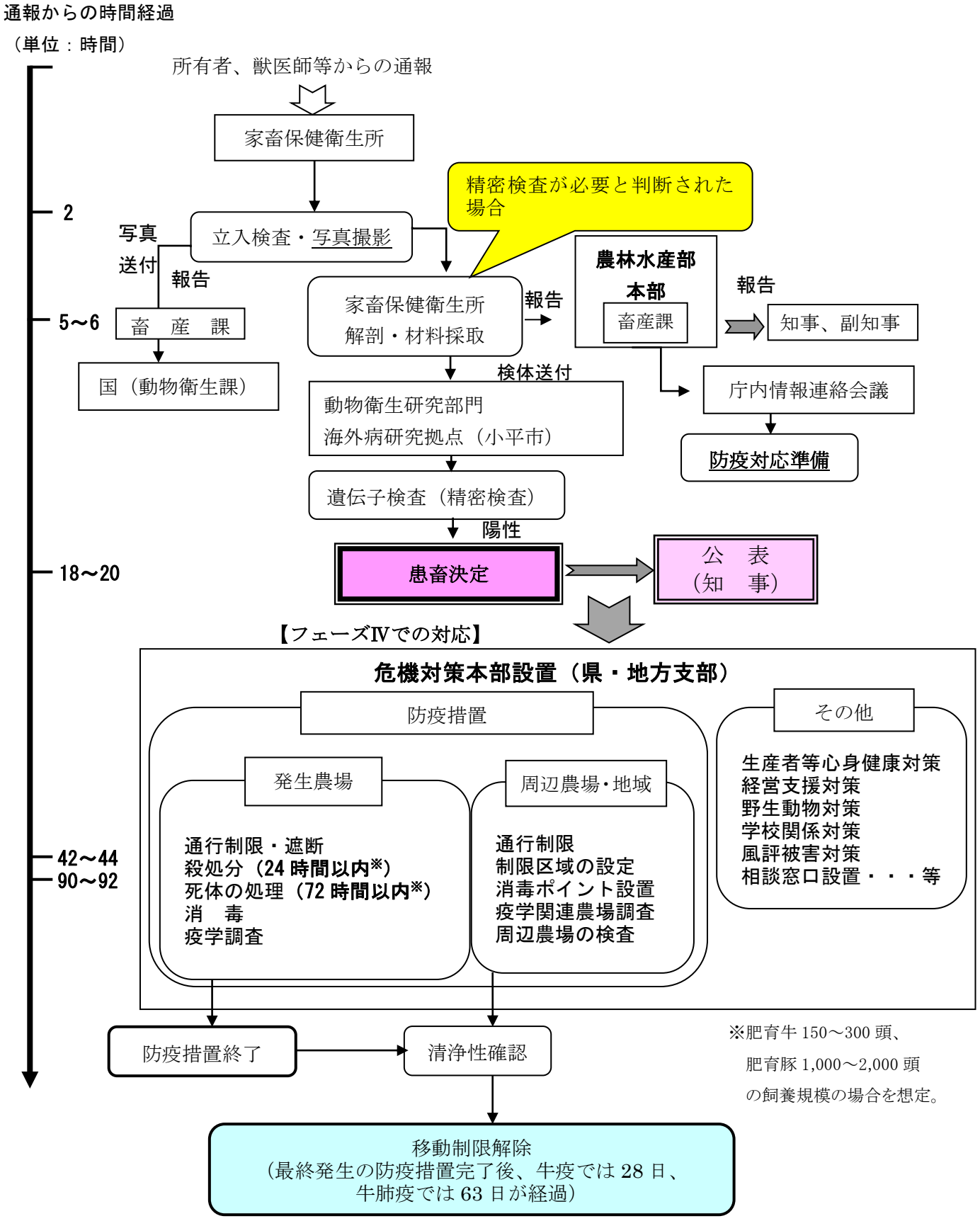
1　高病原性鳥インフルエンザ等初動対応フロー



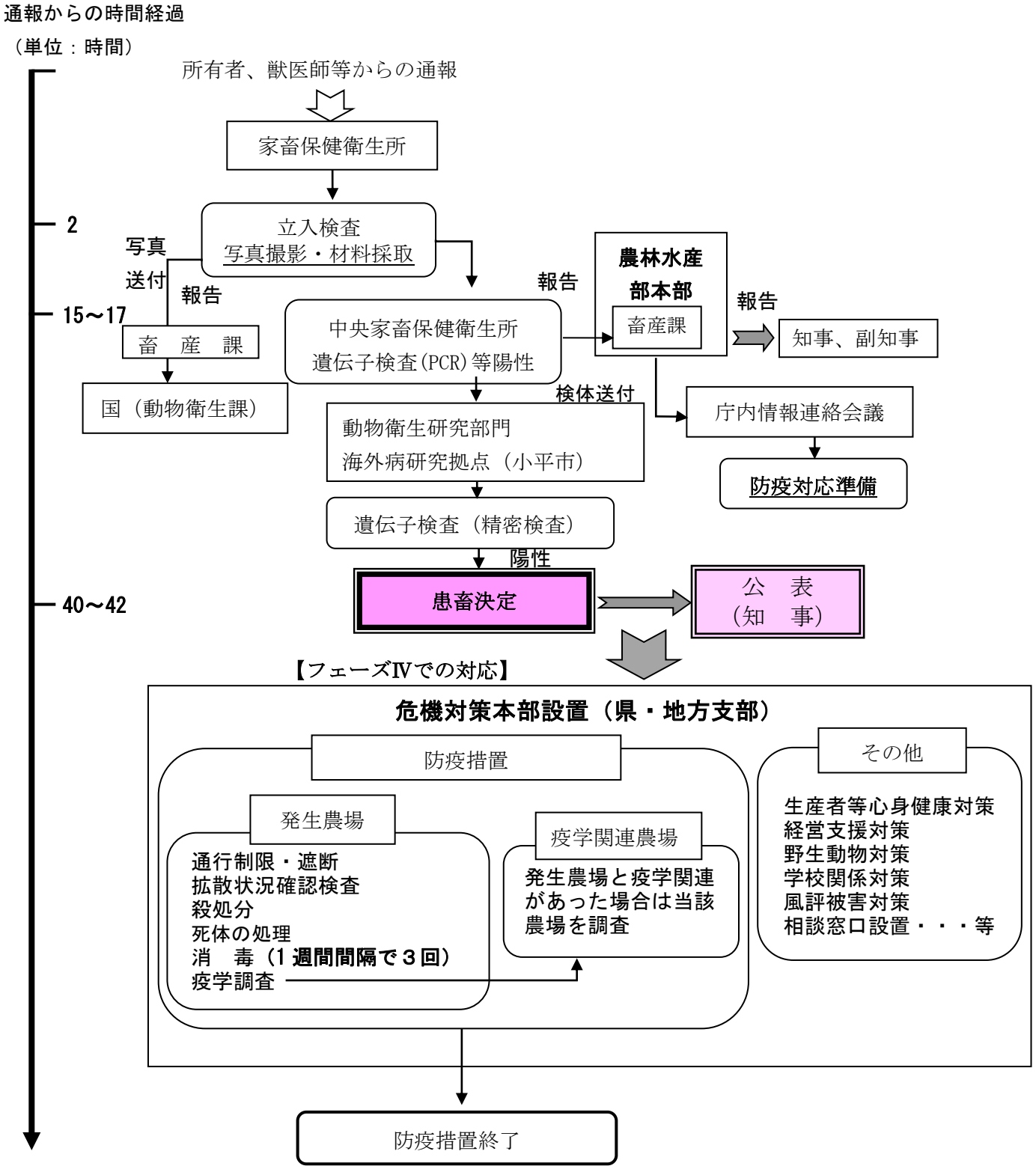
2　口蹄疫初動対応フロー



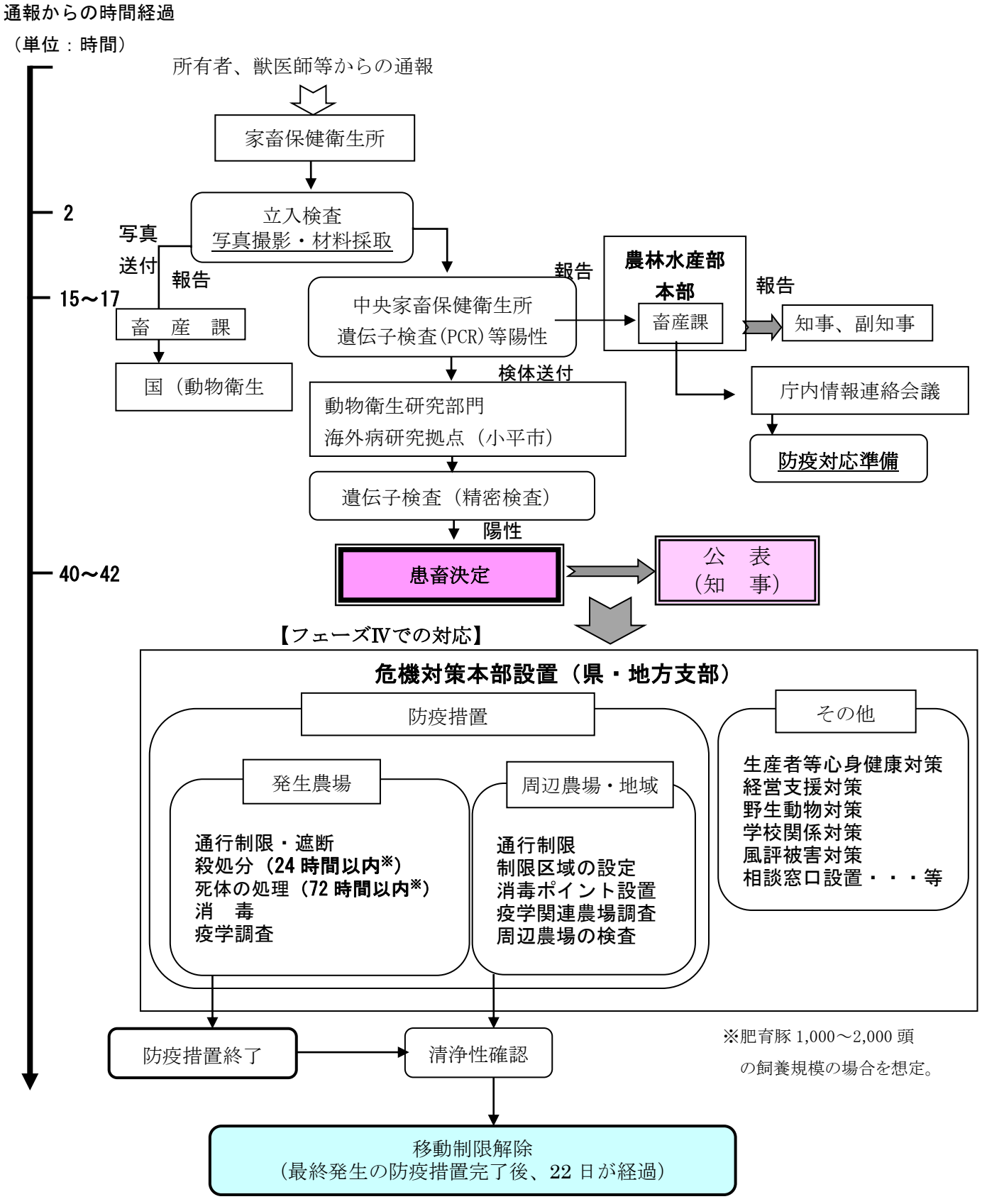
3　牛疫及び牛肺疫初動対応フロー



4　豚熱初動対応フロー


通報からの時間経過
（単位：時間）
所有者、獣医師等からの通報
家畜保健衛生所
2
立入検査
写真撮影・材料採取
写真
送付
報告
15～17
畜　産　課
国（動物衛生課）
報告
中央家畜保健衛生所
遺伝子検査(PCR)等陽性
農林水産
部本部
畜産課
報告
知事、副知事
検体送付
動物衛生研究部門
海外病研究拠点（小平市）
庁内情報連絡会議
防疫対応準備
遺伝子検査（精密検査）
陽性
40～42
患畜決定
公　表
（知　事）
【フェーズⅣでの対応】
危機対策本部設置（県・地方支部）
防疫措置
発生農場
通行制限・遮断
拡散状況確認検査
殺処分
死体の処理
消　毒（1週間間隔で３回）
疫学調査
疫学関連農場
発生農場と疫学関連
があった場合は当該
農場を調査
その他
生産者等心身健康対策
経営支援対策
野生動物対策
学校関係対策
風評被害対策
相談窓口設置・・・等
防疫措置終了

５　アフリカ豚熱初動対応フロー



第３章　特定家畜伝染病の発生段階別対応

第１節　発生段階の基準

特定家畜伝染病の発生状況に応じた対応を迅速に実施するため、特定家畜伝染病の発生状況に応じて対応を次の５段階に分類する。

なお、各発生段階は以下の基準を目安とするが、運用については特定家畜伝染病の発生状況等を踏まえ、本マニュアルに定める組織において決定する。

１　フェーズⅠ　海外発生・国内未発生期

近隣国・地域（韓国、台湾、香港及び中国等）での発生が確認されるが、国内では認められない時期。

２　フェーズⅡ　国内発生期

国内で発生が確認されるが、東北・北海道での発生は確認されていない時期。又は県内の野鳥や飼養鳥での発生が確認された時期。

３　フェーズⅢ　東北・北海道発生期

東北・北海道での発生が確認されるが、移動・搬出制限が本県に及んでいない時期。

４　フェーズⅣ　県内発生・初期

県内で疑い事例が発生し、疑似患畜又は患畜と判定されるが、感染が非常に限定している時期。又は隣接県での発生があり、移動・搬出制限が本県に及んだ時期。

５　フェーズⅤ　県内発生・感染拡大期

県内で同時多発的な発生や大規模な発生が確認され、急速な感染拡大が認められる時期。

発生段階ごとの県の組織体制と対応方針等

発生段階		海外発生・国内未発生期 （フェーズⅠ）	国内発生期 （フェーズⅡ）	東北・北海道発生期 （フェーズⅢ）	県内発生・初期 （フェーズⅣ）	県内発生・感染拡大期 （フェーズⅤ）
具体的な状況		近隣国・地域での発生が確認されるが、国内では認められない時期	国内で発生が確認されるが、東北・北海道での発生は確認されていない時期 又は県内の野鳥や飼養鳥での発生が確認された時期。	東北、北海道での発生が確認されるが、移動・搬出制限区域が本県に及んでいない時期	県内で疑い事例が発生し、疑似患畜又は患畜と判定されるが、感染が非常に限定している時期。又は隣接県での発生があり、移動・搬出制限が本県に及んだ時期	県内での同時多発的な発生や大規模な発生が確認され、急速な感染拡大が認められる時期
県の組織体制		庁内及び現地情報連絡会議			【疑い事例発生時】 ・農林水産部本部 ・庁内及び現地情報連絡会議 【病性決定後】 危機対策本部及び地方支部	危機対策本部及び 地方支部
対応方針		海外の発生情報を提供し、侵入防止の啓発と注意喚起を図る。	本県への侵入防止のため、関係機関で情報を共有し、早期発見・通報体制を強化する。	フェーズⅡの対応に加え、必要に応じ消毒ポイントを設置し県境での侵入防止対策を実施する。	発生地での防疫措置を速やかに行い、病原体を封じ込め、被害を最小限にとどめる。	感染の拡大を食い止めるため、要な人員を確保し、防疫措置に係る体制を再構築する。 社会的・経済的影響を回避するため、範囲と期間を限定した公共交通機関の運行縮小、社会活動の自粛要請などを検討する。
生産者等への情報提供		○	○	○	○	○
家畜等の異常の確認			○	○	○	○
相談窓口の設置	中小企業の経営				○	○
	心と身体のケア				○	○
	食の安全性				○	○
風評被害対策				○	○	○
防疫対策	消毒ﾎﾟｲﾝﾄ設置			必要に応じ	○	○（必要に応じ増設）
	交通規制				○	○
	防疫従事者				動員計画に基づき実施	動員計画に基づき実施
報道対応（記者発表）					○	○

第２節　フェーズⅠ　海外発生・国内未発生期

１　農林水産部畜産課、農林水産事務所（家畜保健衛生所を含む）の対応

（１）特定家畜伝染病の監視

ア　平常時の特定家畜伝染病侵入防止対策の指導

（ア）家きんの所有者に対して、その飼養している家きんにつき、家きんの伝染性疾病の発生を予防し、当該家きんに起因する家きんの伝染性疾病のまん延を防止することについて、第一義的責任を有していることの理解が深まるよう周知徹底を図る。また、家畜等の所有者等に対して、飼養衛生管理基準の遵守を徹底させるため、家きんについては、100羽以上の家きんの所有者（だちょうにあっては、10羽以上の所有者）を対象として定期的に、その他の畜種については、必要に応じて次の措置を実施する。

①　法第51条の規定に基づく農場への立入検査（原則として、年１回以上実施する。）

②　家畜等の大規模所有者への指導

大規模所有者※については、法第52条の規定に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に県に報告させる。

なお、①及び②の措置の実施に当たっては、飼養衛生管理基準の不遵守、防疫指針第４の１の（１）の届出の遅延等、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった場合、手当金及び特別手当金が減額されて交付されることを周知する。

※鶏及びうずらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては１万羽以上、牛では200頭以上、豚及びいのししでは3,000頭以上の所有者をいう。

（イ）飼養衛生管理基準を遵守していない家畜等の所有者等に対しては、随時、法に基づく指導及び助言、勧告並びに命令を行う。

（ウ）外国人技能実習生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の遵守について、十分に周知し、必要に応じて指導する。

（エ）県内の家畜等の観察を所有者等に指導し、異常家畜等の情報収集を行う。

イ　国等からの速やかな情報収集

国や動物衛生研究部門等から、特定家畜伝染病に関する詳細な情報（感染経路など）や国外の発生状況等の情報を収集する。

（２）情報共有び提供体制

ア　青森県特定家畜伝染病情報連絡会議（以下「庁内情報連絡会議」という。）開催による情報共有

（ア）設置基準

畜産課長が必要と判断したとき。

（イ）組織体制

図１のとおり

（ウ）情報共有

各部局の主管課及び関係課のグループマネージャー（以下「GM」という。）等を参集し、特定家畜伝染病の防疫及び調査等に関する情報共有を図る。

【図1　庁内情報連絡会議の組織体制】

座長:畜産課長
事務局:畜産課衛生・安全 G

【構成員】

関係課担当 GM 等（各部局主管課は危機情報連絡員）	
総務部	人事課、広報広聴課
財務部	財政課、財産管理課
総合政策部	総合政策課
こども家庭部	こどもみらい課、県民活躍推進課
交通・地域社会部	地域づくり政策課、交通戦略課
環境エネルギー部	環境政策課、自然保護課
健康医療福祉部	健康医療福祉政策課、保健衛生課、障がい福祉課
経済産業部	経済産業政策課
観光交流推進部	観光政策課、国際誘客交流課
県土整備部	監理課、道路課、港湾空港課、都市計画課
危機管理局	防災危機管理課
国スポ・障スポ局	総務企画課
出納局	会計管理課
教育庁	教育政策課、職員福利課、学校教育課、学校施設課、スポーツ健康課、文化財保護課
警察本部	警備第二課、地域課、交通規制課
農林水産部	農林水産政策課、食ブランド・流通推進課、構造政策課、農産園芸課、林政課、農村整備課

【所掌事務】

１　特定家畜伝染病の防疫及び調査に関すること。
２　特定家畜伝染病に係る情報の収集、分析に関すること。
３　県民への正確な情報提供に関すること。
４　学校教育現場での衛生対策に関すること。
５　畜産物の安全・衛生対策に関すること。
６　その他必要な事項。

イ　特定家畜伝染病現地情報連絡会議（以下「現地情報連絡会議」という。）による情報共有

（ア）設置基準

農林水産事務所長が必要と判断したとき。

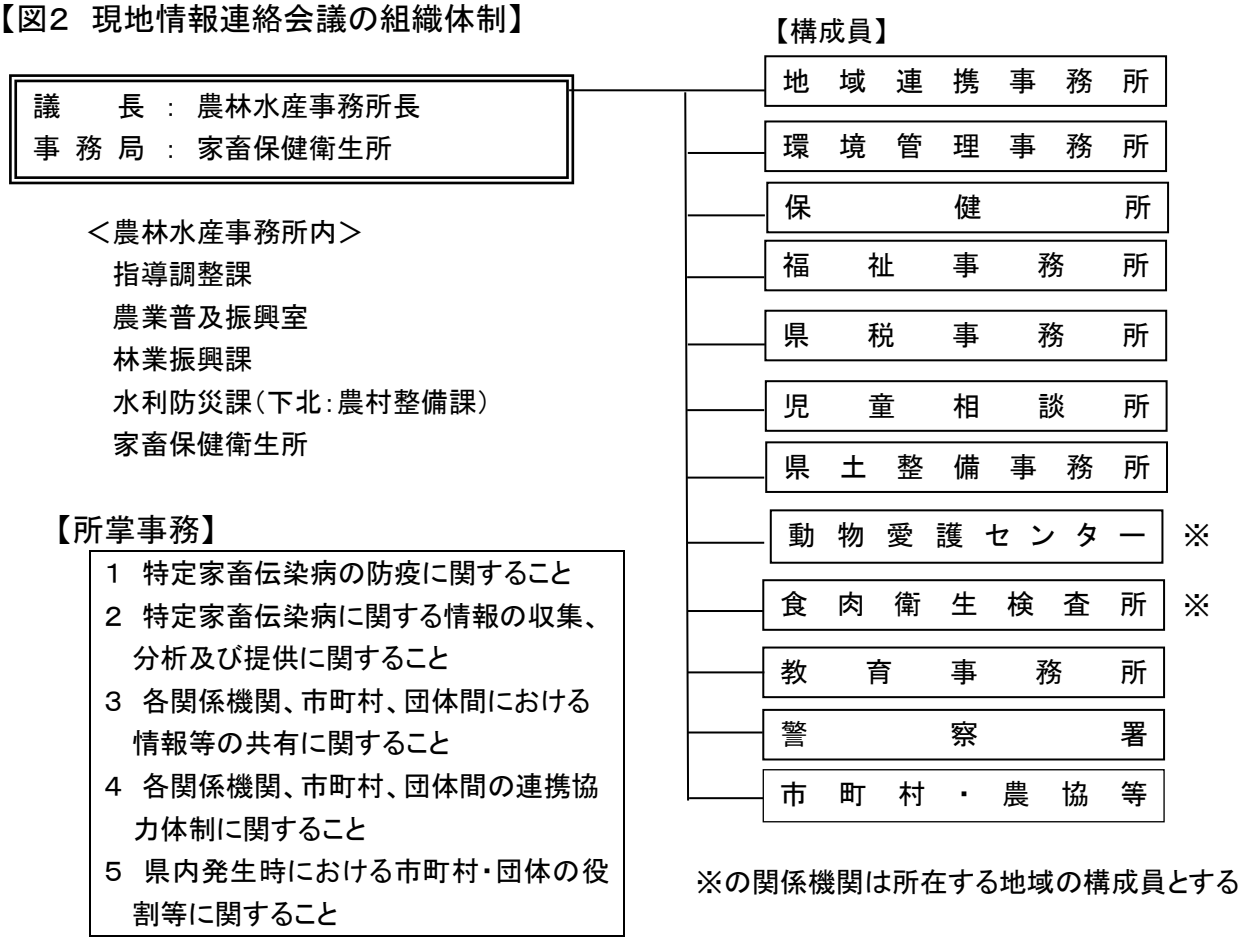
（イ）組織体制

組織体制は原則として図２のとおりとし、各地域の実情に応じ構成員を決定する。

（ウ）情報共有

構成員を参集し、特定家畜伝染病の防疫及び調査等に関する情報共有を図る。

【図2 現地情報連絡会議の組織体制】



ウ　家畜等の所有者等への情報提供

広報媒体により、特定家畜伝染病の基本的知識や海外での発生状況等について情報提供を行い、特定家畜伝染病の侵入防止の啓発と注意喚起を行う。

エ　関係機関への情報提供

市町村、県獣医師会、畜産協会等の関係機関に対し、特定家畜伝染病の防疫対策等について周知を図る。

（３）緊急連絡体制の整備

庁内及び地域における緊急連絡名簿を整備するとともに、毎年度当初に名簿の更新を行う。

（４）防疫体制の整備

ア　国内での発生を想定した防疫対策

（ア）発生時に移動制限区域内の農場等が直ちに把握できるよう、家畜等の所有者等ごとに、本病が発生した場合の初動対応に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭羽数、埋却地の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。

（イ）発生時に円滑かつ迅速に初動対応を実施することができるよう、役割を見据えた防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整や地図情報システム等を活用した整理、重機等の調達先の確認、死亡家畜等保管場所の確保等を行う。

（ウ）殺処分した家畜等の処理場所（埋却地、焼却施設及び化製施設。以下「埋却地等」という。）の調査・リスト化を行う。

（エ）自己所有地内での埋却処分が不可能な農場における埋却地の選定を県及び関係市町村等で協力し検討する。

（オ）発生時に備え、埋却溝の造成や関連作業等について、あらかじめ関係団体との業務の協定を進める。

（カ）発生時に備え、青森県特定家畜伝染病防疫情報管理システム（以下、防疫システム）の保守管理を行う。また、必要に応じて、防疫システム運用マニュアルの見直しを行う。

イ　水際対策の強化

海外からの特定家畜伝染病の病原体（以下「病原体」という。）の侵入を防止するため、海外渡航者に対し発生国の情報を提供して注意を喚起する。

（５）相談体制の整備

ア　各家畜保健衛生所は、家畜等の所有者等からの相談に応じる。

イ　発生時には、発生地域の家畜等の所有者等や防疫従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることが想定されることから、相談窓口の設置等具体的な対応を検討する。

２　その他部局の対応

（１）総務部、健康医療福祉部

■相談体制の整備

発生時には、発生地域の家畜等の所有者等や防疫従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることが想定されることから、相談窓口の設置等具体的な対応を検討する。

（２）環境エネルギー部、健康医療福祉部、経済産業部

■相談体制の整備

発生時に備え、野生鳥獣、人の健康や食品の安全、飼育動物や農商工業の経営や金融等、各部局の所管事務に関する相談窓口の設置等を検討する。

第３節　フェーズⅡ　国内発生期

１　農林水産部畜産課、農林水産事務所（家畜保健衛生所を含む）の対応

（１）特定家畜伝染病の監視

フェーズＩの対応を引き続き実施するほか、次の事項を実施する。

ア　特定家畜伝染病監視の強化

（ア）発生が確認された特定家畜伝染病の対象となる全ての家畜等の所有者等に対し、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するよう指導する。

（イ）発生が確認された特定家畜伝染病の対象となる全ての家畜等の所有者等に対し、特定家畜伝染病の疑いの有無を調査する。

（ウ）発生が確認された特定家畜伝染病の対象となる家畜等の所有者等へ観察の強化と異常家畜等の早期発見・早期通報の指導を強化する。

イ　国等からの速やかな情報収集

国等から、発生地における詳細な情報を収集する。

（２）情報共有及び提供体制

ア　庁内情報連絡会議開催による情報共有

（ア）設置基準

畜産課長が必要と判断したとき。

（イ）組織体制

図１のとおり（フェーズＩに記載）。

（ウ）情報共有

各部局の主管課及び関係課のＧＭ等を参集し、特定家畜伝染病の防疫及び調査等に関する情報共有を図る。

イ　現地情報連絡会議開催による情報共有

（ア）設置基準

農林水産事務所長が必要と判断したとき。

（イ）組織体制

図２のとおり（フェーズＩに記載）。

（ウ）情報共有

構成員を参集し、特定家畜伝染病の防疫及び調査等に関する情報共有を図る。

ウ　家畜等の所有者等への情報提供

国内での発生状況、予防対策、相談体制等について広報を実施し、最新の情報提供を行う。

（３）緊急連絡体制の整備

フェーズＩの対応を引き続き実施する。

（４）防疫体制の整備

ア　本県侵入に備えた防疫対策の強化

（ア）本県の特定家畜伝染病防疫体制の確認を行う。

（イ）発生時に備えリスト化した殺処分家畜等の埋却場所を確認する。

（ウ）「青森県特定家畜伝染病対策マニュアル（高病原性鳥インフルエンザ等防疫対応編及び口蹄疫等防疫対応編）」に基づく防疫作業内容等を確認する。

イ　侵入防止対策の強化

（ア）発生地等からの病原体の侵入を防止するため、発生地等の情報をホームページ等により提供して注意を喚起する。

（イ）必要に応じ、発生都道府県からの家畜等の移入禁止措置を講ずる。

（５）相談体制の強化

各家畜保健衛生所は休日も含めた緊急電話相談を受ける。

２　その他部局の対応

（１）総務部、健康医療福祉部

■相談体制の整備

フェーズⅠの対応を引き続き実施する。

（２）環境エネルギー部、健康医療福祉部、経済産業部

■相談体制の整備

フェーズⅠの対応を引き続き実施する。

第４節　フェーズⅢ　東北・北海道発生期

１　農林水産部畜産課、農林水産事務所（家畜保健衛生所を含む）の対応

（１）特定家畜伝染病の監視

フェーズⅡの対応を引き続き実施する。

（２）情報共有及び提供体制

ア　庁内情報連絡会議開催による情報共有

（ア）設置基準

畜産課長が必要と判断したとき。

（イ）組織体制

図１のとおり（フェーズⅠに記載）。

（ウ）情報共有

各部局の主管課及び関係課のＧＭ等を参集し、特定家畜伝染病の防疫及び調査等に関する情報共有を図る。

イ　現地情報連絡会議開催による情報共有

（ア）設置基準

農林水産事務所長が必要と判断したとき。

（イ）組織体制

図２のとおり（フェーズⅠに記載）。

（ウ）情報共有

構成員を参集し、特定家畜伝染病の防疫及び調査等に関する情報共有を図る。

（３）緊急連絡体制の整備

フェーズⅠの対応を引き続き実施する。

（４）防疫体制の整備

フェーズⅡの対応を引き続き実施するほか、次の事項を実施する。

■県境での侵入防止対策の実施

県境での侵入防止対策として必要に応じ、発生した地域との県境の幹線道路やフェリー発着場所に消毒ポイントを設置する。

（５）相談体制の整備

県内発生に備え、畜産課、保健衛生課、保健所、家畜保健衛生所等の相談窓口について周知するとともに、関係各課においても相談窓口設置の検討をする。

２　その他部局の対応

（１）総務部、健康医療福祉部

■相談体制の整備

フェーズⅠの対応を引き続き実施する。

（２）環境エネルギー部、健康医療福祉部、経済産業部

■相談体制の整備

フェーズⅠの対応を引き続き実施する。

第５節　フェーズⅣ　県内発生・初期

Ⅰ　疑い事例発生時の対応

１　農林水産政策課及び畜産課の対応

（１）農林水産部本部の設置

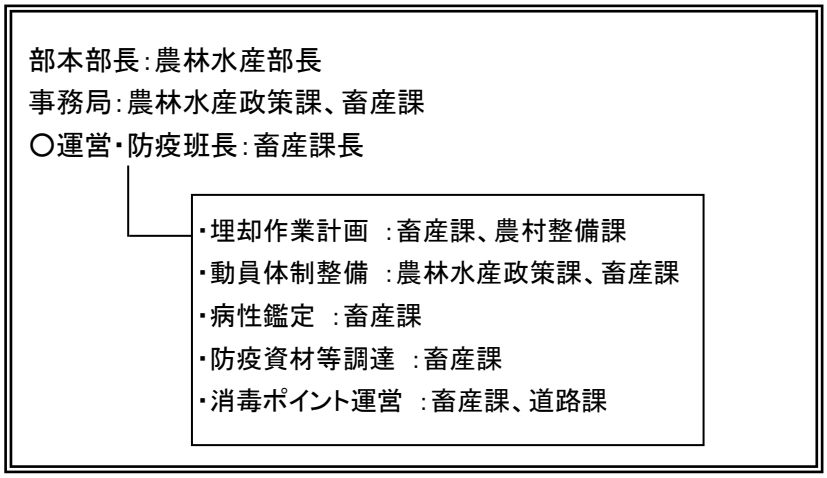
ア　設置基準

家畜等の所有者等からの通報により、家畜保健衛生所が立入検査を行い、簡易検査が陽性になる等、特定家畜伝染病が強く疑われた場合には、農林水産部本部を設置する。

イ　組織体制

農林水産部本部の組織体制及び所掌事務は図３のとおりとする。畜産課は、農林水産部本部の運営に係る事務及び具体的な防疫対策の実施に係る事務を所管する。また、現地情報の収集及び共有を円滑に行うため、農林水産部本部から地方支部防疫拠点等へ連絡員を派遣する。

【図3　農林水産部本部の組織体制】



【農林水産部本部の所掌事務】

１　特定家畜伝染病の防疫対策に関すること
２　畜産物の安全対策に関すること
３　畜産物の流通及び消費に関すること
４　畜産経営の安定対策に関すること
５　情報の収集及び広報に関すること
６　その他必要な事項

（２）庁内情報連絡会議の開催

県内の家きんが簡易検査で陽性となったとき等、特定家畜伝染病が強く疑われる場合において、農林水産部本部は、緊急に庁内情報連絡会議を開催するとともに、構成員に対し、患畜又は疑似患畜（以下「患畜等」という。）の決定に備えた対応の準備を要請する。

（参集範囲：農林水産部、総務部、財務部、総合政策部、こども家庭部、交通・地域社会部、環境エネルギー部、健康医療福祉部、経済産業部、観光交流推進部、県土整備部、危機管理局、国スポ・障スポ局、出納局、教育庁、警察本部）

（３）事例の公表

簡易検査陽性となり高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが疑われた場合には、会議開催後、公表の時期等について国との協議の上、知事（知事が不在の場合、報道監（農林水産部次長））が事例の概要を報道機関に公表する。

２　農林水産事務所の対応

■現地情報連絡会議の開催

農林水産事務所長は、緊急に現地情報連絡会議を開催し、構成員に対し、患畜等の決定に備えた対応の準備を要請する。なお、やむを得ない事由により、対面形式の会議を開催できない場合は、オンラインや電子データの送付により代えることができるものとする。

（参集範囲：農林水産事務所、地域連携事務所、県税事務所、環境管理事務所、保健所、福祉事務所、児童相談所、県土整備事務所、動物愛護センター、食肉衛生検査所、教育事務所、警察署、市町村等）

Ⅱ　病性決定時の対応

１　危機対策本部の対応

（１）危機対策本部の設置

ア　設置基準

県内で特定家畜伝染病の患畜等が確認されたとき又は隣接県で発生し、防疫指針に規定する制限区域が本県に及んだときには、知事を本部長、副知事を副本部長とする青森県特定家畜伝染病に係る危機対策本部（以下「危機対策本部」という。）を設置する。

イ　組織体制

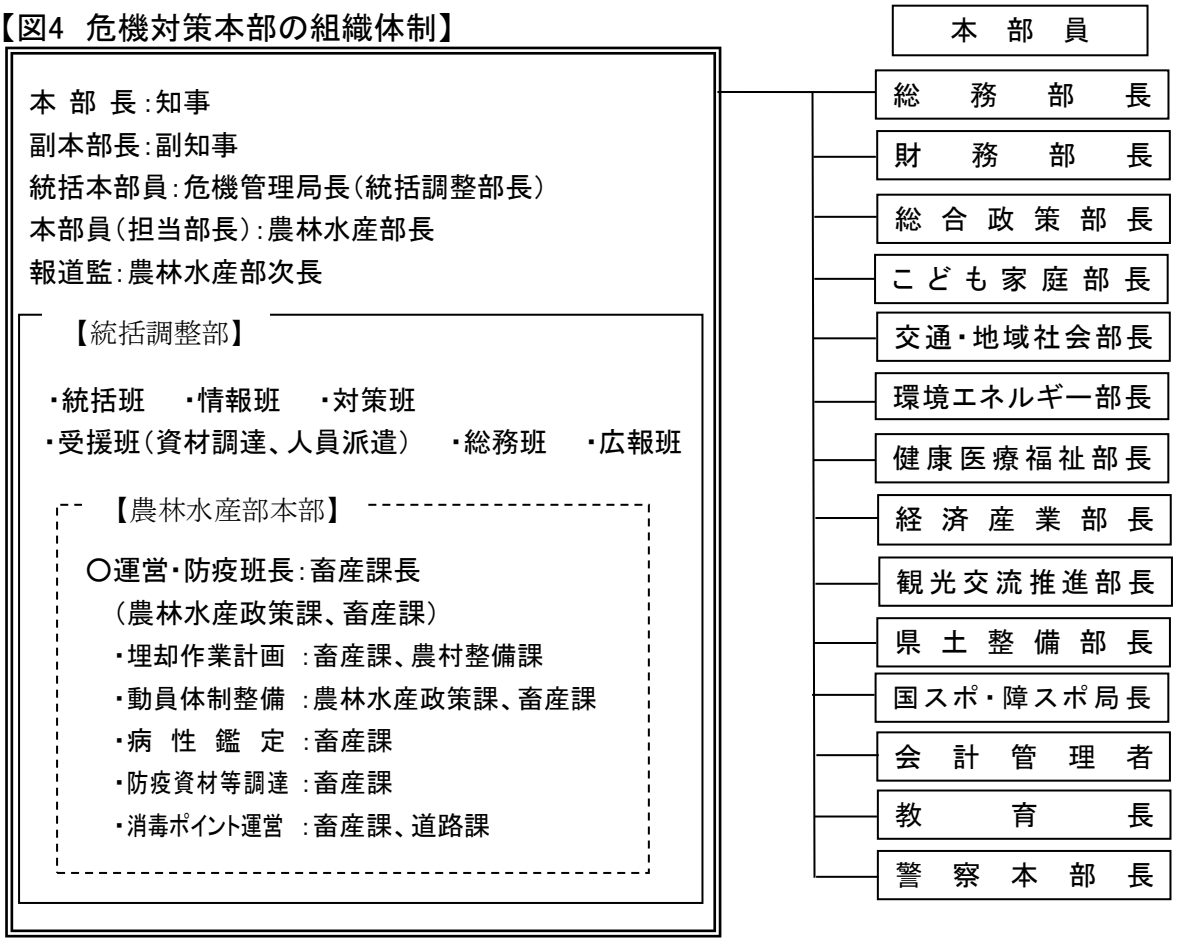
危機対策本部の組織体制は図４及び所掌事務のとおりとする。

ウ　運営

畜産課は、危機管理対応全般を統制し、危機事態に主体的に対応する農林水産部本部と連携して危機事態に対応する。統括調整部長には、危機管理局長を充てるほか、その組織は、青森県災害対策本部運営マニュアル【共通編】に準じる。

なお、統括調整部に設置する班は、統括班、情報班、対策班、受援班（資材調達、人員派遣）、総務班及び広報班とする。

【図4 危機対策本部の組織体制】



【危機対策本部の所掌事務】

部局名		所掌事務
総務部	人事課	危機情報の連絡調整に関すること 部局の人員確保に関すること 知事部局間の業務・人員の調整に関すること 知事部局職員の健康管理に関すること（心のケアに関することを含む）
	広報広聴課	広報に関すること
財務部	財政課	危機情報の連絡調整に関すること 部局の人員確保に関すること
	財産管理課	県有地の情報に関すること
総合政策部	総合政策課	危機情報の連絡調整に関すること 部局の人員確保に関すること
こども家庭部	こどもみらい課	危機情報の連絡調整に関すること 部局の人員確保に関すること
	県民活躍推進課	私立学校との連絡調整に関すること
交通・地域社会部	地域づくり政策課	危機情報の連絡調整に関すること 部局の人員確保に関すること
	交通戦略課	新幹線・鉄道との連絡調整に関すること バス・フェリー事業者との連絡調整に関すること 青い森鉄道との連絡調整に関すること

環境エネルギー部	環境政策課	危機情報の連絡調整に関すること 部局の人員確保に関すること 公共用水域及び地下水の水質監視に関すること(中核市の地域を除く)
	自然保護課	野生動物及び野鳥の調査等に関すること
健康医療福祉部	健康医療福祉政策課	危機情報の連絡調整に関すること 部局の人員確保に関すること 社会福祉施設に係る家畜等の飼養状況調査に関すること
	保健衛生課	人の健康に関する相談、調査、広報に関すること 生産者等・防疫従事者の健康調査に関すること(高病原性鳥インフルエンザ等人の感染に係る健康調査に限る) と畜場、食鳥処理場等との連絡調整に関すること
	障がい福祉課	生産者等の心のケアに関すること
経済産業部	経済産業政策課	危機情報の連絡調整に関すること 部局の人員確保に関すること 商工業の金融に関すること
観光交流推進部	観光政策課	危機情報の連絡調整に関すること 部局の人員確保に関すること 観光施設等に対する周知に関すること
	国際誘客交流課	三沢空港との連絡調整に関すること 三沢空港における消毒の協力に関すること
県土整備部	監理課	危機情報の連絡調整に関すること 部局の人員確保に関すること
	道路課	県管理道路及びその施設等に関すること 道路占用許可に関すること
	港湾空港課	青森空港及び海港との連絡調整に関すること 青森空港及び海港における消毒の協力に関すること
	都市計画課	飲用水の安全対策に関すること
危機管理局 (統括調整部)	防災危機管理課	部局の人員確保に関すること 危機対策本部の運営に関すること 自衛隊の災害派遣要請に関すること 危機管理対策の総合的調整に関すること
国スポ・障スポ局	総務企画課	危機情報の連絡調整に関すること 部局の人員確保に関すること
出納局	会計管理課	危機情報の連絡調整に関すること 部局の人員確保に関すること
教育庁	教育政策課	危機情報の連絡調整に関すること
	職員福利課	教育庁における人員確保に関すること
	学校教育課	公立学校の家畜及び鳥類の飼育に関すること 学校行事に関すること(スポーツ健康課所管分を除く)
	学校施設課	県立学校の畜舎及び家きん舎の管理に関すること
	スポーツ健康課	学校における保健管理に関すること 学校における保健指導に関すること 通学路等の安全性確保に関すること 学校給食に関すること スポーツ行事に関すること(学校行事を含む)

教育庁	文化財保護課	史跡名勝天然記念物・遺跡に関すること
警察本部	警備第二課（地域課、交通規制課）	交通の規制等に関すること 家畜伝染病予防法に基づく取締りに関すること
農林水産部	農林水産政策課	県職員及び青森県産業技術センター職員の防疫作業への動員に関すること 農林水産部本部の運営に関すること 危機情報の連絡調整に関すること 部局間の調整に関すること 広報に関すること 発生地域の宿泊施設の確保に関すること 食品の安全性に関する連絡調整に関すること
	食ブランド・流通推進課	農畜産物の流通、安全性に係る知識の普及、風評被害に関すること
	構造政策課	家畜等との触れ合い体験に関すること
	農産園芸課	肥料の調査に関すること
	林政課	国有林野の活用に係る連絡調整に関すること
	農村整備課	埋却溝の造成等防疫作業に係る連絡調整に関すること
	畜産課	危機対策本部運営の支援に関すること 農林水産部本部の運営に関すること 家畜防疫全般に関すること 畜産経営に対する助成に関すること 防疫資材及び飲食物の購入・輸送・受入れに係る連絡調整に関すること 外部委託業者の防疫作業への動員に関すること

（２）公表

ア　報道監の設置

（ア）公表については、危機対策本部が報道監を定め、一元的に行う。また、定時的に記者発表等を行う。

（イ）報道監設置後は、報道機関との対応窓口は報道監に一元化するものとし、防疫対応の遅延につながるおそれがあることから、畜産課等の関係課への直接取材は控えるよう報道機関に申し入れる。

イ　公表手段

公表手段は迅速な伝達を行うため、記者発表等による報道機関への資料提供とホームページ等の県広報媒体を活用し随時行う。

ウ　公表内容

（ア）特定家畜伝染病を疑う事例の確認

公表時期等を国と協議の上、知事が事例の概要について報道機関に公表する。

（イ）特定家畜伝染病の患畜等の決定後

①　特定家畜伝染病の患畜等を決定した場合、直ちに危機対策本部を設置し、報道機関に公開した危機対策本部会議を開催し、患畜等決定について本部長である知事が発表を行う。

②　この他の広報内容は、農林水産部長が危機管理局長の指示により決定し、必要に応じて知事、副知事の了解を得て危機対策本部として公

表する。

③　患畜等決定後から防疫措置終了までの対応内容や進捗状況については、定時記者発表を１日１回の目途で開催し、報道機関に公表

（３）防疫措置

発生地の農林水産事務所が作成した防疫計画を基に、国、関係部局等と調整を図り、防疫対策を決定するとともに、関係部局及び地方支部に対し、以下の防疫対策の実施を指示する。

ア　発生規模を勘案し、農林水産政策課に対し、別途定める動員計画に基づき必要な防疫従事者※１の確保。

イ　畜産課に対し、殺処分等委託業者への人員派遣の要請。

ウ　発生規模を勘案し、畜産課に対し、必要な家畜防疫員※２の確保。なお、本県の家畜防疫員だけでは対応が困難と判断される場合には、農林水産省消費･安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）と協議の上、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う。

エ　地方支部に対して、埋却地等の確保に係る確認を行う。

※１：防疫従事者とは、発生農場等で作業を実施する要員をいう。

※２：家畜防疫員とは、家畜伝染病予防法に基づき、県職員で獣医師であるものの中から知事が任命した者をいう。

（４）危機対策本部地方支部等への人員派遣

危機対策本部と特定家畜伝染病に係る危機対策本部地方支部（以下「地方支部」という。）の連携を強化するため、以下の人員を派遣する。

ア　危機対策本部からの指示への対応、情報伝達、自衛隊との調整、地方支部との連絡調整を行う「集合施設統括連絡員」を農林水産部から派遣する。

イ　汚染物品の埋却作業における連絡調整を行う「埋却作業連絡員」を農林水産部農村整備課から派遣する。

（５）防疫システムによる情報共有

発生農場の防疫措置に係る各種情報は、防疫システムで一元管理することとし、畜産課は防疫システムの管理を行う。なお、防疫システムの操作方法等については、別に定める防疫システム運用マニュアルを参照すること。

（６）関係機関への情報提供の継続

市町村、関係団体に対し、県内の発生状況や防疫対策状況、消毒ポイント、相談体制等について情報提供する。

２　地方支部の対応

（１）地方支部の設置

ア　設置基準

危機対策本部が設置されたときは、発生地を管轄する農林水産事務所長を長とする、特定家畜伝染病に係る危機対策本部地方支部を設置して、現地での特定家畜伝染病防疫対策を行う。

イ　組織体制

地方支部の組織体制は図５のとおりとする。

ウ　運営

（ア）地方支部の庶務は、農林水産事務所が行う。

（イ）地方支部には、地方支部の運営、調整に係る事務を所管する「現地運営・情報班」を設置し、その班長には農林水産事務所次長を充てる。

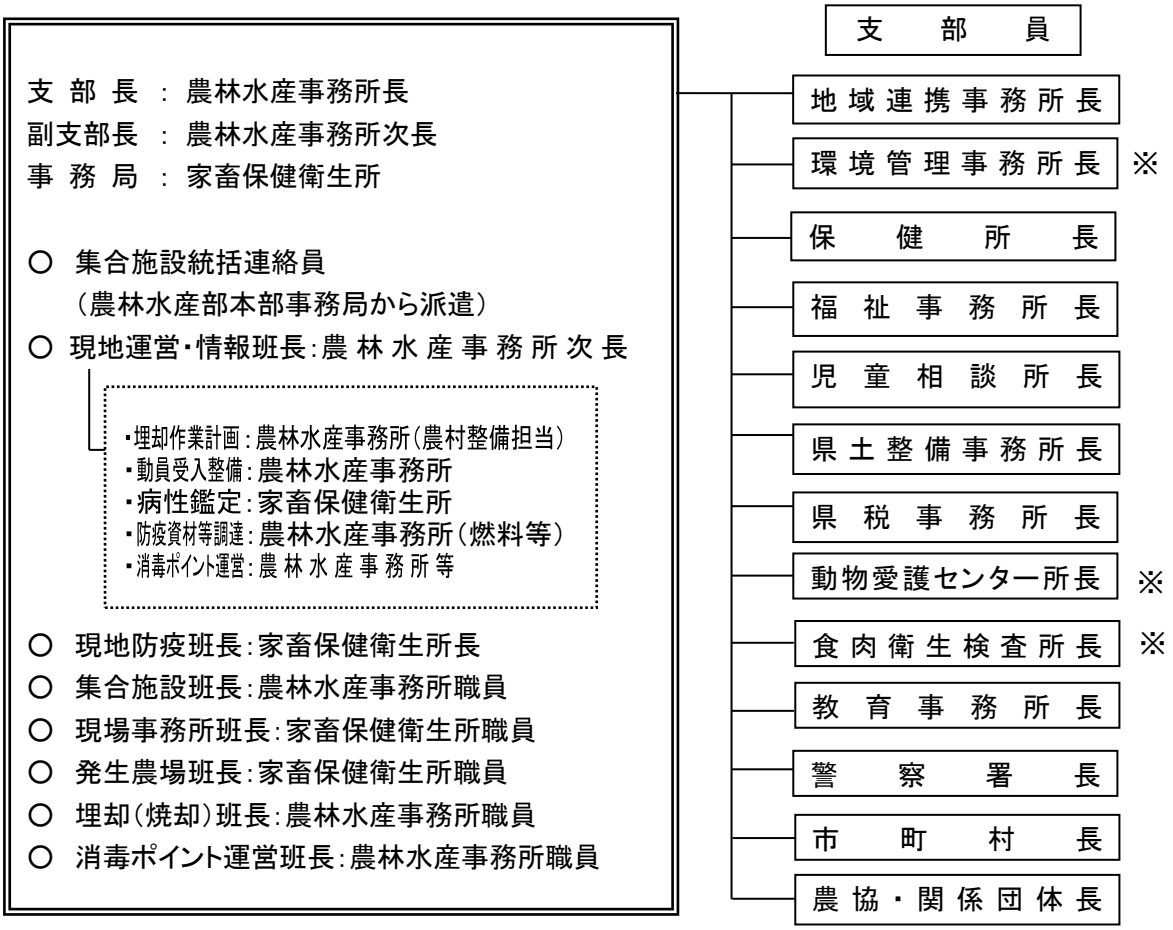
（ウ）特定家畜伝染病の具体的な防疫対策の実施に係る事務を所管する「現地防疫班」は、家畜保健衛生所長を班長に充てる。

（エ）家畜保健衛生所長は、畜産振興課職員を地方支部に駐在させるなど、地方支部の円滑な運営に努める。

（オ）地方支部は必要に応じ、構成員を追加できるものとする。

（カ）地方支部及び各防疫拠点の主な所掌事務は図５のとおりとする。

【図5　地方支部の組織体制】



※の関係機関は所在する地域の構成員とする

【地方支部関係機関の所掌事務】

機関名		所掌事務
地域連携事務所		地方支部の設置運営の支援に関すること
環境管理事務所		公共用水域及び地下水の水質調査（試料採取）に関すること （中核市の地域を除く）
保健所		人の健康に関する相談、調査、広報に関すること 生産者等・防疫従事者の健康調査に関すること（高病原性鳥インフルエンザ等人への感染に係る健康調査に限る） 飲用水の安全対策に関すること
福祉事務所		社会福祉施設に係る家畜等飼養状況調査に関すること
県土整備事務所		県管理道路及びその施設等に関すること
動物愛護センター		動物取扱業に対する指導に関すること
食肉衛生検査所		と畜場及び食鳥処理場における検査体制の強化に関すること
教育事務所		市町村立学校との連絡調整に関すること
警察署		交通の規制等に関すること 家畜伝染病予防法に基づく取締りに関すること
農林水産事務所	指導調整課	防疫資材の調達に関すること（燃料等、発生地域で調達することが適当なもの） 防疫従事者の動員に係る連絡調整に関すること 埋却委託契約等に関すること
	農業普及振興室	農畜産物の流通、安全性に係る知識の普及、風評被害に関すること 消毒ポイントの設置・運営に関すること 集合施設の設置・運営に関すること
	林業振興課	野鳥の情報収集・相談対応に関すること 現場事務所の設置・運営に関すること
	水利防災課 （下北：農村整備課）	埋却溝の造成等の埋却作業に関すること
	家畜保健衛生所	地方支部の設置・運営に関すること 県危機対策本部との連絡・調整に関すること 畜産経営に対する助成に関すること 防疫従事者の移動手段の確保・手配に関すること 集合施設の確保・手配に関すること 防疫資材の輸送・受入れに係る連絡調整に関すること 家畜防疫全般に関すること 消毒ポイントの選定に関すること 埋却地の確保に関すること まん延防止対策の徹底に関すること

【各防疫拠点の所掌事務】

防疫拠点	班・係名	班長（総括管理者）・係長	係員	所掌事務	防疫システム 担当メニュー ※詳細は運用マニュアルを参照のこと
地方支部	現地運営・情報班	農林水産事務所次長	家畜保健衛生所	○地方支部の運営 ○防疫作業等の進捗管理、県危機対策本部への連絡	[1.基本情報] [9.スケジュール]
	健康調査係	保健所職員		○健康調査に係る連絡調整 ○健康相談窓口の設置に係る連絡調整	[2.動員情報]
	動員連絡係	指導調整課		○動員に係る連絡調整 ○地方支部及び各防疫拠点職員の連絡調整	[2.動員情報]
	資材連絡係	家畜保健衛生所、支援グループ		○資材の輸送・受入れに係る連絡調整	[4.資機材輸送情報] [5.在庫状況]
	集合施設連絡係			○集合施設の確保・連絡調整	
	現場事務所連絡係			○現場事務所に係る連絡調整	
	埋却（焼却）作業連絡係	農林水産事務所農村整備関係課		○埋却・焼却に係る連絡調整	
	防疫作業連絡係	家畜保健衛生所、支援グループ		○発生農場に係る連絡調整 ○集合施設連絡員との連絡調整 ○移動手段の手配	[3.移動・宿泊情報]
	消毒ポイント連絡係	農林水産事務所農業普及振興室		○消毒ポイントに係る連絡調整	[5.在庫状況] [6.防疫措置状況] [8.動力噴霧器]
	現地防疫班	現地家畜保健衛生所長		○発生農場・焼埋却場における防疫作業の総括	
集合施設	集合施設班	農林水産事務所（農業普及振興室、水産事務所）		○集合施設の設置・運営の統括 ○当日の作業日程、留意事項の説明	
	施設運営係		地域連携事務所、環境管理事務所、県税事務所等	○会場の設営 ○防疫従事者の受付、誘導 ○駐車場の確保、車両の誘導・整理 ○防護服着衣補助	[2.動員情報] [3.移動・宿泊情報] [6.防疫措置状況] [10.掲示板]
	資材管理係			○資材の管理（在庫確認、補充、保管）	[X-order] [4.資機材輸送情報] [5.在庫状況] [10.掲示板]
	健康確認係 ＊鳥インフルエンザ以外の発生時に限る	農林水産事務所（農業普及振興室、水産事務所）	地域連携事務所、環境管理事務所、県税事務所等保健所職員	○健康確認会場の設営※ ○動員作業者の健康確認※ ○健康相談窓口等の説明※ ○当日の健康相談への対応	[2.動員情報]
	集合施設保健衛生係 ＊鳥インフルエンザ発生時に限る	保健所職員	保健所職員	○健康調査会場の設営 ○防疫従事者の健康調査	[2.動員情報]
	集合施設統括連絡員	農林水産部職員		○危機対策本部の指示対応及び情報伝達 ○自衛隊との調整 ○地方支部との連絡調整 ○集合施設班長との連絡調整 ○現場事務所との連絡調整	

現場事務所	現場事務所班	防疫対策チーム		○現場事務所の運営、総括 ○事故等発生時の対応	
	防疫連絡員	農林水産部畜産課職員、家畜保健衛生所職員		○危機対策本部の指示対応及び情報伝達 ○地方支部との連絡調整 ○集合施設連絡員との連絡調整	[6.防疫措置状況] [7.ガスボンベ] [8.動力噴霧器] [10.掲示板]
	埋却作業連絡員	農林水産部農村整備課職員		○汚染物品の埋却作業について、埋却地との連絡調整	
	現場事務所運営係	農林水産事務所職員（林業振興課、水産事務所）	保健所、福祉事務所、児童相談所職員	○現場事務所の設置及び運営 ○防護服着脱補助、防疫従事者の消毒 ○資材の管理（発生農場内を含む在庫確認、補充、保管） ○体調不良、傷病等への対応	[X-order] [2.動員情報] [3.移動・宿泊情報] [4.資機材輸送情報] [5.在庫状況]
発生農場	発生農場班	防疫対策チーム		○防疫作業の進行管理、総括 ○現場事務所との連絡調整 ○病原体拡散防止措置 ○事前の農場調査	
	評価係	家畜保健衛生所職員	評価人	○家畜等、汚染物品の評価	
	殺処分係	防疫対策チーム、支援グループ	県職員等	○殺処分進捗状況の管理 ○家畜等の殺処分、汚染物品の処理、畜舎消毒	
埋却地・焼却場	埋却（焼却）班	農林水産事務所職員		○地方支部との連絡調整 ○事前の農場調査	
	埋却（焼却）作業係	農林水産事務所農村整備課職員	農林水産事務所農村整備課職員	○処分家畜等の運搬・埋却・焼却に係る調整	
	埋却（焼却）防疫係	防疫対策チーム		○処分家畜等の運搬・埋却・焼却に係る指示	[X-order] [4.資機材輸送情報] [5.在庫状況] [6.防疫措置状況] [8.動力噴霧器] [10.掲示板]
消毒ポイント	消毒ポイント運営班	農業普及振興室		○地方支部との連絡調整 ○機材、資材管理 ○消毒ポイントの巡回、状況の確認	
			農林水産事務所（農業普及振興室）、県土整備事務所等	○車両消毒作業、作業報告	

（２）広報

地方支部においては、原則として報道対応を行わない。

（３）防疫体制と措置

ア　防疫体制

（ア）各防疫拠点で作業に従事する職員については、各地域の職員数等の実情

に合わせ、他部職員を配置することや１つの班・係が複数の班・係の役割を兼務することができるものとする。

（イ）各防疫拠点の担当者は、配備された端末等により防疫システムを活用して作業を行う。なお、防疫システムの操作方法等については、別に定める防疫システム運用マニュアルを参照すること。

（ウ）発生農場において防疫従事者の指揮等に従事させるため、家畜防疫員等からなる防疫対策チームを組織し、本病発生時に現地家畜保健衛生所に派遣する。

（エ）農林水産事務所内の情報共有等のため、農林水産事務所及び家畜保健衛生所で打合せを定期的に実施する。なお、状況に応じて、地方支部の運営を円滑に行うため、畜産担当を農林水産事務所へ駐在、または、農林水産事務所と家保を常時オンラインで繋ぐこととする。

（オ）各班長及び各係長は、畜産職職員が地方支部内等の所掌事務に専念できるよう、平時から所掌事務の確認を行うとともに、防疫演習には原則参加し、習熟度を高めるものとする。

（カ）従事時間については、原則として、地方支部及びその他の各防疫拠点は８時間３交代とする。

イ　防疫措置

家畜保健衛生所が主体となり、「青森県特定家畜伝染病対策マニュアル（高病原性鳥インフルエンザ等又は口蹄疫等防疫対応編）」に基づき、発生地等における以下の防疫措置を迅速に行う。

（ア）家畜等の殺処分

（イ）殺処分した家畜等の焼却、埋却又は化製処理

（ウ）汚染物品等の処分

（エ）家畜舎等の消毒

（４）集合施設の体制と人員配置

ア　体制

（ア）従事時間については、原則として８時間３交代制とする。

（イ）危機対策本部からの指示への対応、情報伝達、自衛隊との調整、地方支部との連絡調整を行う「集合施設統括連絡員」が農林水産部から派遣される。

（ウ）集合施設班長は、集合施設統括連絡員と連携し、集合施設の設置・運営の統括を行う。

（エ）集合施設班長、施設運営係長及び資材管理係長は農林水産事務所（農業普及振興室、水産事務所）の職員とし、その他の班員や係員は地域連携事務所、県税事務所、環境管理事務所の職員を中心に担当する。

（オ）防疫資材や飲食物等の資材の在庫確認、補充及び保管を行う資材管理係員は地域連携事務所、県税事務所、環境管理事務所の職員を中心に担当する。

（カ）高病原性鳥インフルエンザ等発生時における集合施設保健衛生係は、「青森県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル【健康調査編】」において定め、また鳥インフルエンザ以外の疾病発生時における健康確認係についても別途定めるものとする。

（キ）殺処分等委託業者の派遣等により、集合施設の作業を一部委託できる場合は、必要に応じて出先機関職員の人数を減じて差し支えないが、集合施設統括連絡員、集合施設班長、施設運営係長及び資材管理係長については県職員を配置する。

（ク）集合施設の設置・運営においては、市町村等からの協力を得ることとし、日頃から情報連絡会議及び防疫演習により協力体制を構築する。

イ　人員配置（必要に応じて変更）

	担当部署	動員人数（人/回）	延べ人数（人/日）
集合施設		１３	３９
うち本庁農林水産部	農林水産部	1	3
	農林水産政策課	1	3
うち農林水産事務所	農業普及振興室・水産事務所	2	6
うち他出先機関等	地域連携事務所、県税事務所、環境管理事務所、市町村等	9	２７
役割分担内訳			
集合施設班長	農業普及振興室・水産事務所	1	3
施設運営係長、資材管理係長	農業普及振興室・水産事務所	2	6
施設運営係	地域連携事務所、県税事務所、環境管理事務所、市町村等	3	9
資材管理係	地域連携事務所、県税事務所、環境管理事務所、市町村等	6	１８
集合施設統括連絡員	農林水産部	1	3

（５）現場事務所の体制と人員配置

ア　体制

（ア）従事時間については、原則として８時間３交代制とする。

（イ）危機対策本部の指示への対応、情報伝達、地方支部との連絡調整を行う「防疫連絡員」が農林水産部畜産課又は家畜保健衛生所職員から派遣される。

（ウ）汚染物品の埋却作業における連絡調整を行う「埋却作業連絡員」が農林水産部農村整備課から派遣される。

（エ）現場事務所班長は家畜保健衛生所職員、現場事務所運営係長は農林水産事務所（林業振興課、水産事務所）の職員とし、現場事務所運営係員は福祉事務所、児童相談所の職員を中心に担当する。

（オ）現場事務所班長は、現場事務所の設置・運営において、状況に応じて防疫従事者（動員者）へ作業を指示する。

（カ）農場出入口の車両消毒は、現場事務所で対応することとし、現場事務所班長は、状況に応じて防疫従事者へ作業を指示する。

（キ）現場事務所の設置においては、市町村等からの協力を得ることとし、日頃から情報連絡会議及び防疫演習により協力体制を構築する。

（ク）防疫作業従事者の作業中に体調不良者が発生した場合、現場事務所運営係

が対応することとし、救急要請が必要な場合に備える。なお、救急要請が必要ない場合は、地方支部が農場に待機させる公用車等により、集合施設に搬送する。

イ　人員配置（必要に応じて変更）

	担当部署	動員人数（人/回）	延べ人数（人/日）
現場事務所		１０	３０
うち農林水産部	農林水産部畜産課、家畜保健衛生所	2	6
	農林水産部農村整備課	1	3
うち農林水産事務所	林業振興課、水産事務所	1	3
うち他出先機関等	福祉事務所、児童相談所、市町村等	5	１５
役割分担内訳			
現場事務所班長	防疫対策チーム（総数に含めず）	（1）	（3）
防疫連絡員	農林水産部畜産課、支援グループ、家畜保健衛生所	2	6
埋却作業連絡員	農林水産部農村整備課	1	3
現場事務所運営係長	林業振興課、水産事務所	1	3
現場事務所運営係	福祉事務所、児童相談所、市町村等	5	１５

（6）発生農場の人員配置と体制

発生農場の体制と人員配置については、防疫対策チームを主体として組織し、詳細は別で定める。

（7）消毒ポイントの体制と人員配置

ア　体制

（ア）８時間３交代制とする。

（イ）消毒ポイントを設置し、病原体の拡散防止のため畜産関係車両や防疫作業車両を動力噴霧機等により消毒する。また、必要に応じて一般車両についても消毒を行う。

（ウ）ポイント１か所当たりの班編成は、原則として以下のとおりとし、出先機関職員４人のほか、警察署又は警備業協会員１人の計５人により構成する。

（エ）応援依頼により市町村、関係団体職員又はアウトソーシング業者等が加わる場合は、出先機関職員の人数を減じて差し支えないが、各ポイントに出先機関職員を少なくとも１名ずつ配置する。ただし、消毒ポイントの消毒作業に支障がない場合で休日・夜間等も対応可能な緊急連絡体制を構築している場合は、各消毒ポイントの農林水産事務所職員は必ずしも常駐せず、巡回等により消毒ポイントの円滑な運営を実施する。

（オ）消毒ポイント運営班長は、農林水産事務所（農業普及振興室）の職員を１名配置し、各ポイントを巡回することにより対応する。

（カ）消毒ポイントの設置においては、市町村等からの協力を得ることとし、日頃から情報連絡会議及び防疫演習により協力体制を構築する。

イ　人員配置（必要に応じて変更）

	担当部署	動員人数 （人/回）	延べ人数 （人/日）
消毒ポイント	８時間×３交代制	５	１５
うち農林水産事務所	農業普及振興室	１	３
うち他出先機関等	県土整備事務所、市町村等	４	１２
役割分担内訳			
運営班長	農業普及振興室	１	３
運営班員	県土整備事務所、市町村等	４	１２

３　発生地以外の農林水産事務所の対応

（１）支援グループの派遣

家畜保健衛生所は、地方支部の円滑な運営のため、必要に応じて各地域の家畜保健衛生所職員からなる支援グループを組織し、本病発生時に地方支部及び現場事務所に派遣する。

（２）監視体制及び予防対策の強化

家畜保健衛生所は、家畜の所有者に対し、以下の対応を実施する。

ア　飼養衛生管理基準順守の徹底を指導する。

イ　特定家畜伝染病の疑いの有無を調査する。

ウ　異常家畜等の早期発見・早期通報の徹底を指導する。

エ　家畜舎内外の消毒を指示する。

４　その他部局等の対応

（１）全部局

■防疫措置

防疫措置に必要な人員を確保するとともに、本マニュアルで示す所掌事務を実施する。

（２）総務部

■情報提供体制の強化

県民に対し、県ホームページや県広報媒体等の掲載により県内の発生状況、相談体制等についての最新の情報を提供する。

（３）健康医療福祉部

◇相談体制の拡充

ア　人の健康、ペットに関する相談窓口を設ける。

イ　発生地域の家畜等の所有者等や防疫従事者の精神的ストレスに関する相談窓口を設ける。

（４）経済産業部

■相談体制の拡充

畜産農家や中小企業の経営、金融に関する相談窓口を設ける。

第６節　フェーズⅤ　県内発生・感染拡大期

１　危機対策本部の対応

フェーズⅣの対応を引き続き実施するほか、以下の対応を強化・拡充する。

（１）防疫措置の強化

防疫措置を迅速に行うため、動員人数の増員を検討する。

（増員対象：農林水産部、総務部、財務部、総合政策部、こども家庭部、交通・地域社会部、環境エネルギー部、健康医療福祉部、経済産業部、観光交流推進部、県土整備部、危機管理局、国スポ・障スポ局、出納局、教育庁、自衛隊、殺処分等委託業者）

（２）予防対策の強化

家畜等の所有者等に対し、畜舎内外の消毒を指示する。又は、法第３０条に基づき消毒を命ずる。

（３）相談体制の拡充

フェーズⅣの相談体制について、応対する人員の増加や、応対時間の延長等を検討する。

（４）消毒ポイントの増設と協力要請

ア　移動・搬出制限区域の消毒ポイントを必要に応じて増設する。

イ　病原体拡散防止対策を強化するため、消毒する車両の拡大を検討する（ただし口蹄疫の場合は、一般車両も消毒する）。

（５）県民への協力要請

ア　県民に対し、消毒ポイントの設置状況についての情報提供を行うとともに、指定区域内の車両消毒実施に係る協力を要請する。

イ　大規模施設や興行施設等の不特定多数が集まる活動の自粛を要請する。

２　地方支部の対応

■発生地における防疫体制の見直し・強化

病原体の拡散を防止するため、関係施設、人、車両等に関する基本的動線を再確認する。また、そのために必要な人員を配置する。

３　発生地以外の農林水産事務所の対応

フェーズⅣの対応を引き続き実施する。

４　その他部局等の対応

■防疫措置

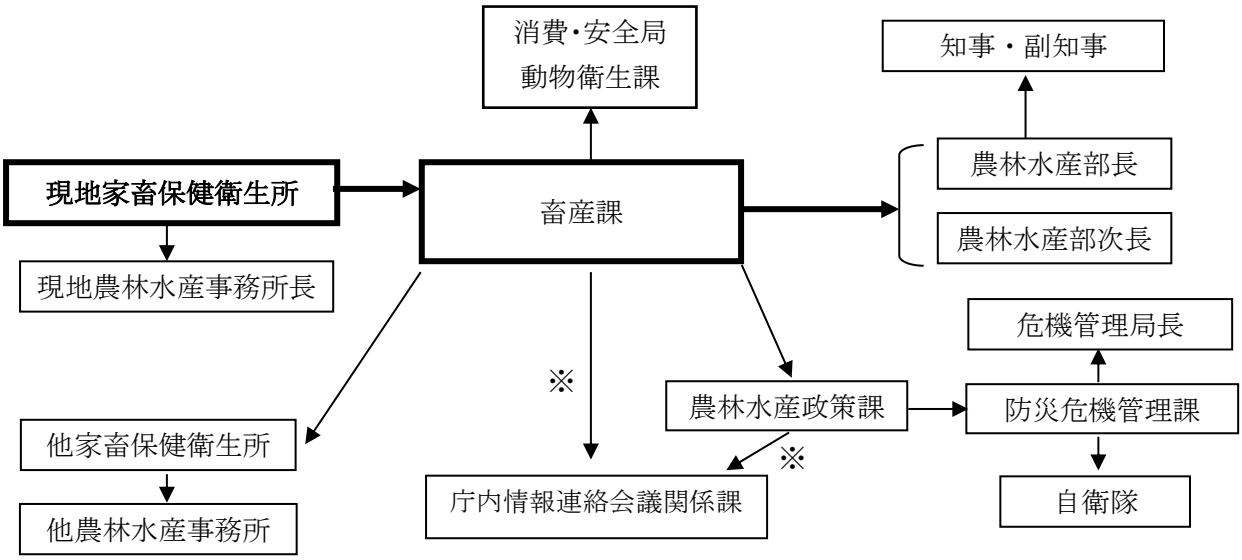
増員される防疫措置に必要な人員を確保する。

第４章　緊急連絡体制

特定家畜伝染病の対応を円滑に推進するため、簡易検査陽性時、特定家畜伝染病が強く疑われる時及び病性決定時の緊急連絡体制を以下のとおり定める。

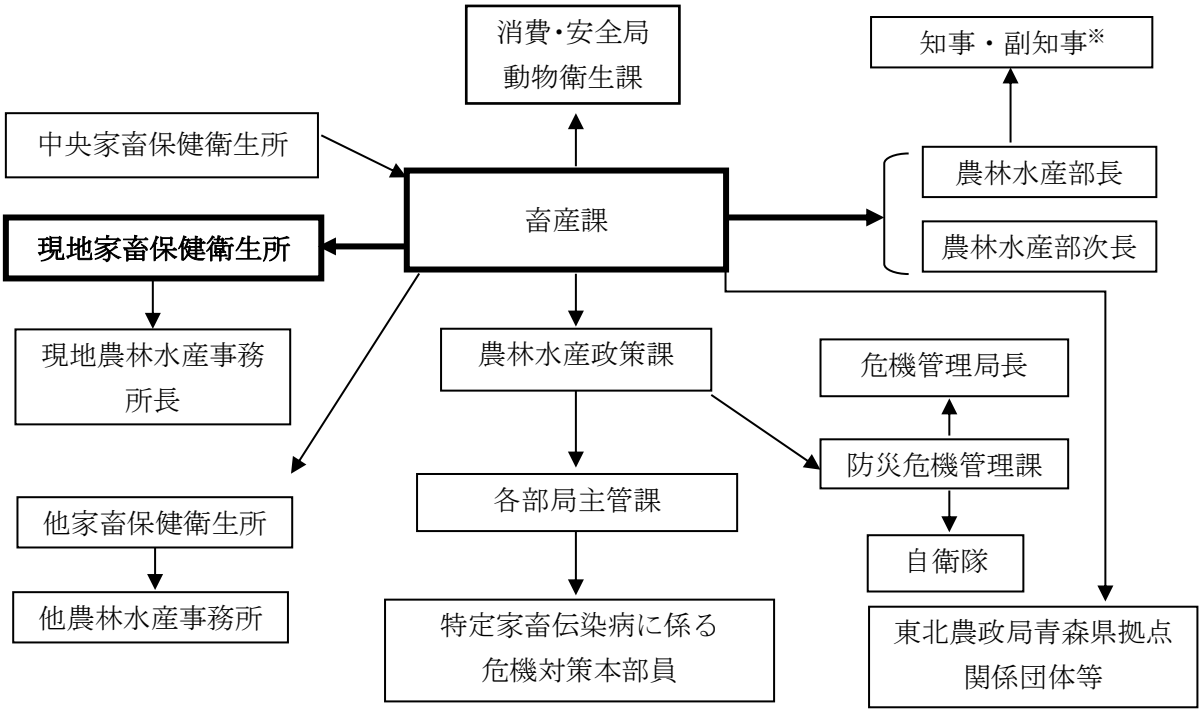
なお、休日・時間外の対応についても重要であることから、庁内及び各地域においては、別途緊急連絡名簿を定める。

第１節　簡易検査で陽性となった場合等の疑い事例が発生した場合（庁内情報連絡会議開催）



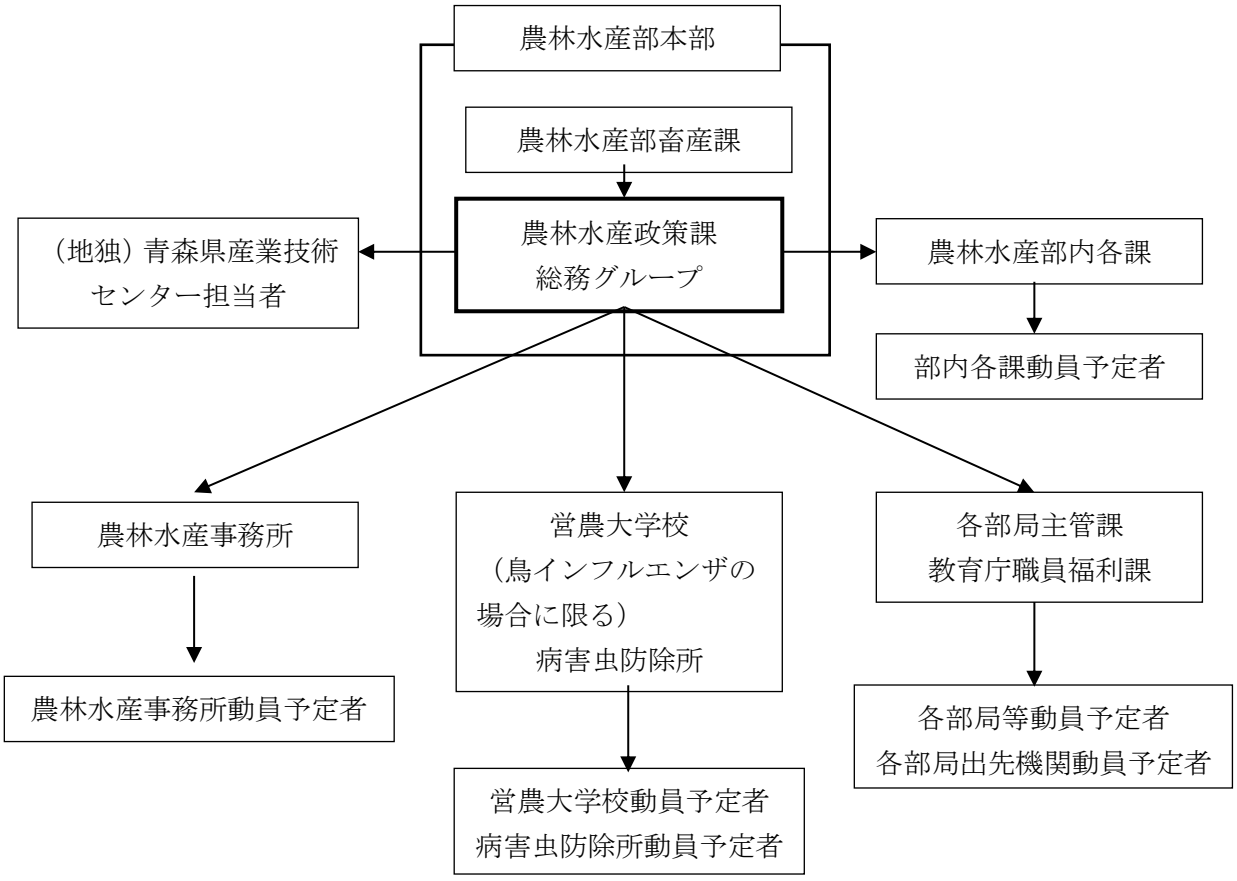
※原則として、陽性判明時は畜産課が、それ以降は農林水産政策課から連絡する。

第２節　遺伝子検査が陽性となり、病性が決定された場合

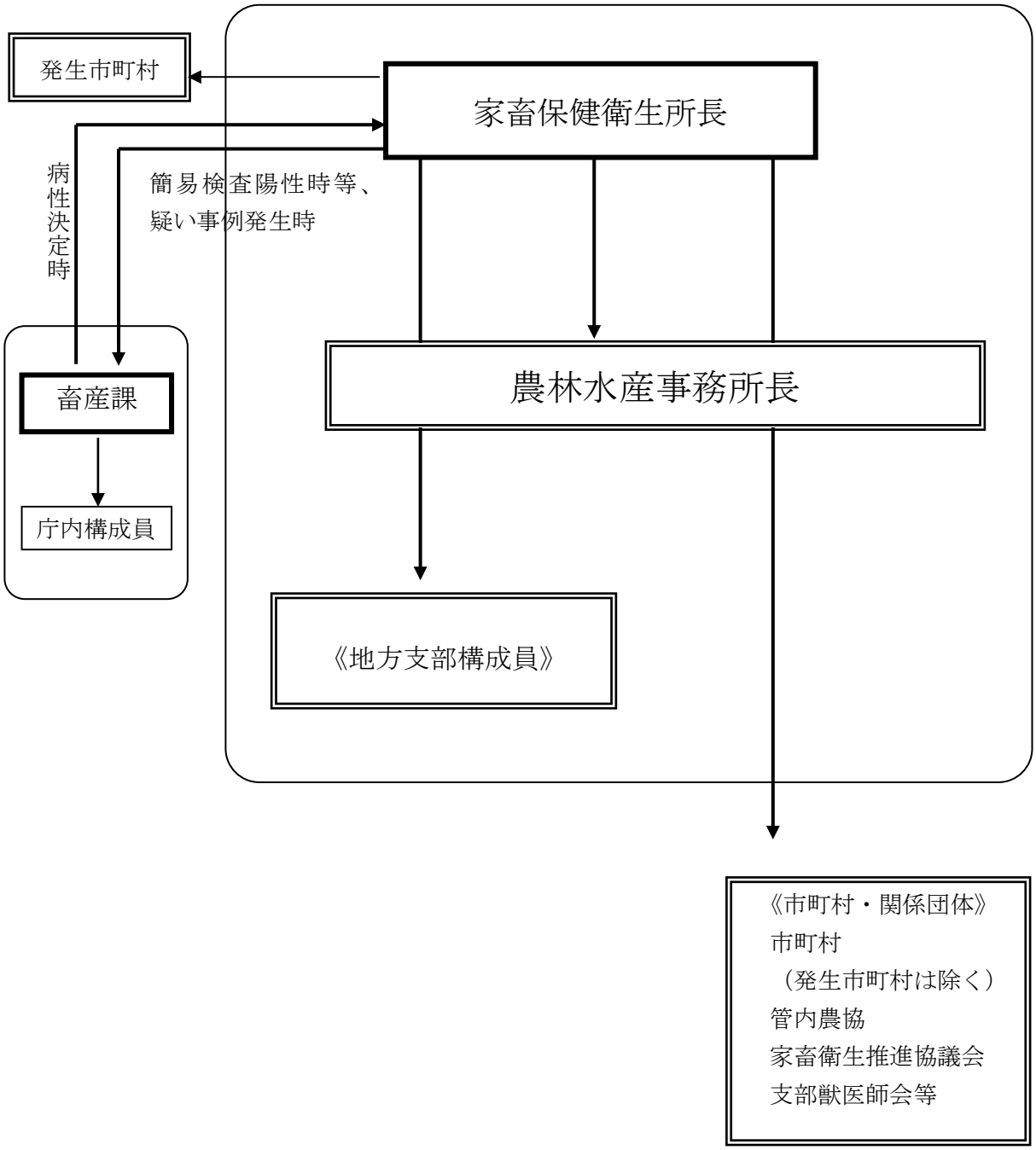


※危機管理局長が同席する。

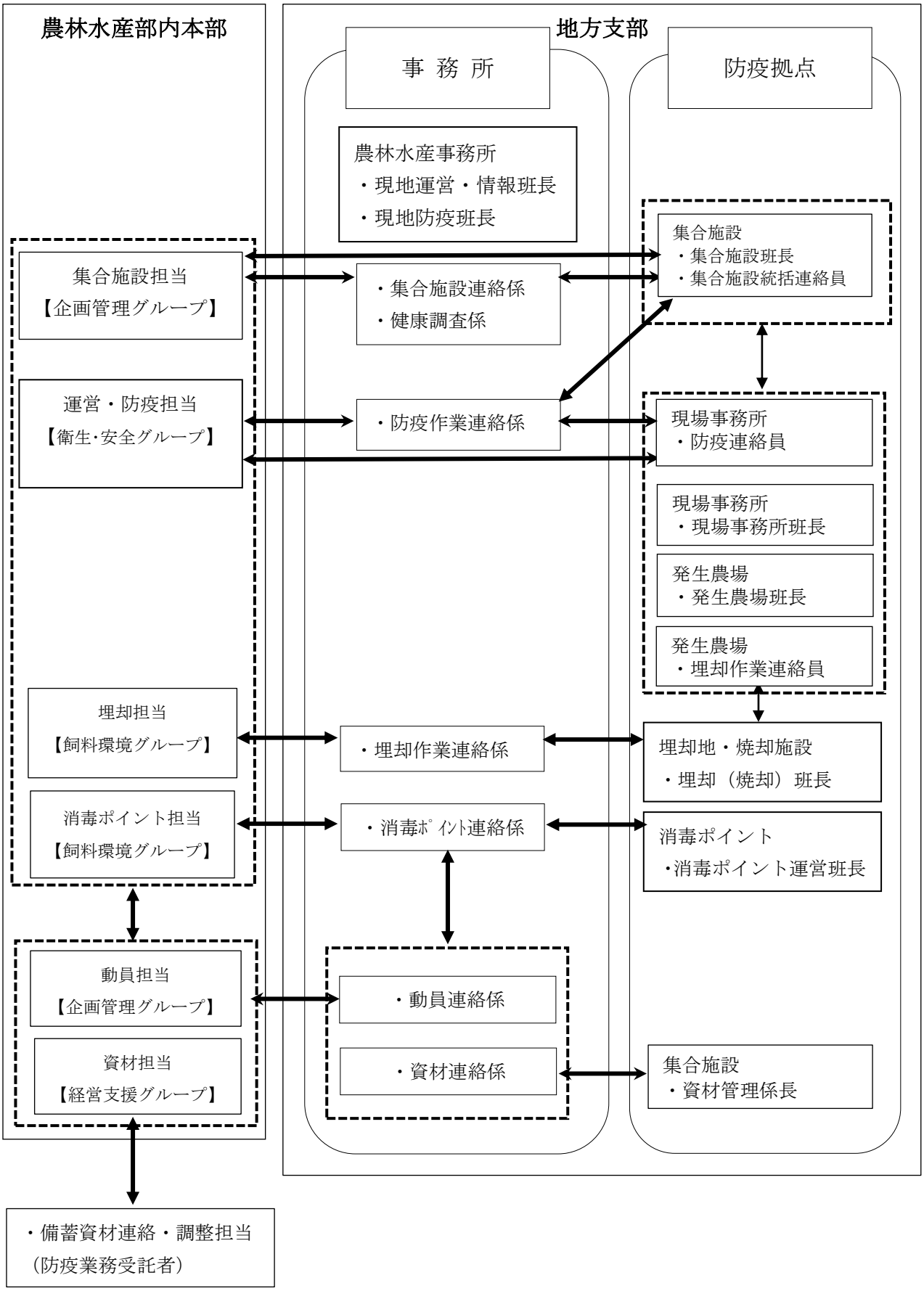
第３節　県職員等動員の連絡体制



第４節　発生地域における連絡体制



第５節　農林水産部内本部と地方支部の連絡体制



第５章　各機関等との連携・協力体制の構築

県は、特定家畜伝染病防疫対策の推進に当たり、次のとおり市町村及び畜産関係団体、その他の関係機関、畜産に携わる事業者等、県民との連携･協力体制を構築する。

第１節　市町村の役割

１　事前検討事項

（１）市町村対策本部を設置する場合の時期、構成等

（２）防疫対応

ア　現地防疫活動への人員派遣の方法及びリスト化

イ　埋却候補地の場所選定の検討とリスト化

ウ　焼却施設との調整

エ　地域住民への説明方法の検討

オ　消毒ポイント設置場所の検討（消毒に必要な用地、給水、電気等の確保、除雪）

カ　制限区域設定方法（字界等を示す行政単位図の準備等）

キ　防疫活動の従事者の集合施設（例：公民館、体育館等）の選定

（３）市町村民への情報提供の方法、相談窓口の設置の検討

２　東北・北海道で発生が確認された場合

（１）県内発生に備えた市町村対策本部設置の準備

（２）防疫対応

ア　防疫措置（人員派遣、消毒ポイント・集合施設）の準備

イ　県内への侵入を防止するための消毒に対する協力

（３）市町村民への情報提供

３　県内で発生した場合（自らの市町村以外）

（１）必要に応じた市町村対策本部の設置

（２）防疫対応

ア　防疫措置（人員派遣、消毒ポイント・集合施設）の準備

イ　自らの市町村内への侵入を防止するための消毒ポイントの運営

（３）市町村民への情報提供

４　自らの市町村内において異常家畜等が発見された場合

県から特定家畜伝染病を疑う異常家畜等を発見した旨の通報があった場合の対応

（１）市町村対策本部の設置準備（混乱を招かないよう情報は慎重に取り扱う）

（２）防疫対応

ア　現地防疫活動の動員者の確保

イ　集合施設の設置・運営補助、除雪等の準備

ウ　消毒ポイントへの人員配置

エ　通行遮断時の代替道路の検討、通報の準備等

オ　市町村道の通行遮断の対応

５　患畜等と決定した場合

（１）市町村対策本部の設置

（２）防疫対応

ア　埋却地等の決定及び周辺住民への説明

イ　発生地周辺の通行遮断（県への報告、住民への説明）

ウ　集合施設の設置・運営補助

エ　現場事務所の設置・運営補助

オ　処分対象家畜等の評価

カ　消毒ポイントの設置・運営補助

キ　発生状況確認検査及び清浄性確認検査の補助（検査対象農場への同行等）

（３）市町村民、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策含む）

第２節　畜産関係団体の役割

１　事前検討事項

特定家畜伝染病を侵入させないための消毒等の日頃の衛生管理や家畜等の健康観察等について生産者に対し指導及び支援を行う。

（１）管内で発生した場合に備えて検討する事項

ア　家畜等、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況の把握

イ　現地防疫活動への動員方法、動員者のリスト化

ウ　団体構成員への情報提供の方法、相談窓口の設置の検討

（２）管轄外の市町村で発生した場合に備えて検討する事項

ア　家畜等、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況の把握

イ　防疫作業への動員協力の検討

ウ　団体構成員への情報提供の方法、相談窓口の設置の検討

エ　民間獣医師及び家畜防疫員ＯＢ（民間等獣医師）動員の検討

２　近隣県において特定家畜伝染病が確認された場合

（１）県内発生時に備えた現地防疫活動への協力準備

ア　現地防疫活動を補助する動員者の選定

イ　防疫活動に必要な機材の準備

（２）県内への侵入を防止するための消毒の実施又はその協力

ア　家畜等、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況調査への協力

イ　団体構成員への情報提供

３　管内において異常家畜等が発見された場合（県から特定家畜伝染病を疑う異常家畜等を発見した旨の通報があった場合）

（１）現地防疫活動の準備（混乱を招かないよう情報は慎重に取り扱う）

（２）家畜等、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況調査への協力

４　患畜等と決定した場合

（１）現地防疫活動の動員者の確保

（２）消毒ポイントにおける通行車両等の消毒の協力への準備

（３）家畜等、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動の制限あるいは自粛の指示

（４）団体構成員、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策含む）
（５）現地防疫活動の補助業務
ア　家畜等の保定、運搬に係る補助
イ　家畜等の死体等の埋却に係る補助
ウ　家畜等舎等の消毒等に係る補助
（６）民間等獣医師の動員

第３節　アウトソーシング業者の役割（協定により外部委託する業務）

１　備蓄資材の保管・管理
２　備蓄資材の運搬
３　レンタル資機材の手配・運搬
４　動員者の輸送
５　消毒ポイントでの車両消毒
６　飲食物の手配・輸送
７　消耗品（日用品等）の調達及び輸送
８　防疫資材の補充
９　県有資機材のメンテナンス
10　宿泊場所の手配
11　その他県が必要と認める作業

第４節　殺処分等委託業者の役割（協定により外部委託する業務）

１　殺処分、汚染物品の処理、清掃及び消毒等農場における防疫措置業務
２　その他県が必要と認める作業

第６章　防疫計画の作成及び事前調査の実施

第１節　防疫計画の作成

各家畜保健衛生所は、事前に管内の１００羽以上家きん飼養農場、豚及びいのしし飼養農場、大規模牛飼養農場について、家畜等の所有者等と連携し、農場ごとの防疫計画を作成し、防疫対応の役割分担について事前調整する。

また、管内の家畜等飼養農場において疑い事例が発生した場合は、防疫計画の確認作業のみを行い、初動防疫の迅速化を図るものとする。

防疫計画の作成に当たっては、本マニュアル防疫対応編の２の（１）に示す項目を盛り込むとともに、実効性のある計画とするため、農場、埋却候補地、集合施設、消毒ポイント設置場所等の現地調査等を行うものとする。

また、農場の飼養状況の変更等により防疫計画を修正する必要が生じたときには、速やかに更新する。

第２節　事前調査の実施

管内の家畜等飼養農場において疑い事例が確認された場合、各家畜保健衛生所は事前調査班を編成し、発生農場及び埋却（焼却）候補地に出向き、事前に作成した防疫計画の再確認又は修正を行う。

事前調査班の構成員は、発生農場班長、現場事務所班長、埋却（焼却）班長とし、可能な限り市町村担当者を加えるものとする。

事前調査の結果については、速やかに畜産課衛生・安全グループに送付する。